

## 長久手市社会資本整備総合交付金（リニモ沿線地区）評価委員会設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、長久手市社会資本整備総合交付金（リニモ沿線地区）評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する社会資本総合整備計画等の評価を行うにあたり、第三者の意見を聞くことを目的として設置する。

### （所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 事後評価の手續及び検証結果の妥当性
- (2) 今後のまちづくり方策の妥当性
- (3) その他社会資本整備総合交付金事業に関し必要な事項

### （組織）

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、本社会資本整備総合交付金にて実施された事業に関し識見を有する者のうちから委嘱する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、所掌事項が終了するまでとする。

### （委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第7条 会議の議長は、委員長が務める。

- 2 委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。

### （関係者の出席）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は原則として公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、建設部区画整理課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。